

阿南工業高等専門学校災害時等の学生の登校・下校に関する規則

(平成16年4月1日)

(規則第62号)

(目的)

第1条 この規則は、気象庁が定める予報区域である阿南（阿南市）又は徳島・鳴門（徳島市、鳴門市、小松島市、松茂町、北島町、藍住町、板野町のいずれかの区域）に、「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風雪警報」又は「大雪警報」（以下「警報」という。）が発令された場合等における学生の安全を確保することを目的とする。

(警報発令時等の措置)

第2条 前条に定める区域に警報が発令されている場合における授業の取り扱いは、原則として次の各号に定める区分に応じそれぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 午前7時までに解除された場合、授業は第1校時から実施する。
- (2) 午前7時をすぎ午前9時までに解除された場合、授業は第3校時から実施する。
- (3) 午前9時をすぎ午前11時までに解除された場合、授業は第5校時から実施する。
- (4) 午前11時をすぎ警報が発令されている場合、授業は休講とする。

2 前項第1号にあっては第1校時及び第2校時、第2号にあっては第3校時及び第4校時、第3号にあっては第5校時及び第6校時に、それぞれ欠席した学生の取り扱いは、第5条の定めるところによる。

3 授業中に前条に定める区域に警報が発令された場合における授業の取り扱いは、校長が決定するものとする。

第3条 第1条に定める区域以外に警報が発令された場合は、学生の居住地等を考慮し、登校及び下校について、校長が決定するものとする。

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、校長が必要と認めた場合には、授業を休講とすることがある。

第5条 災害の影響による交通機関の途絶等（途絶が推測される場合を含む。）のため、登校できなかった学生又は下校しようとする学生の出欠の扱いについては、阿南工業高等専門学校学生の特別欠席に関する規則に定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校災害時等の学生の登校・下校に関する規程（昭和62年10月7日規程第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年11月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年8月2日から施行する。